

大阪市まちづくり活動支援制度

✚ まちづくり整備手法や法制度などの適用がはっきりしていないまちづくりの初期段階で、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてのまちづくり活動を行う団体(まちづくり推進団体)に対して、専門家の派遣や活動費の助成を行う制度です。

✚ この制度は、区役所を相談・申請の窓口として、計画調整局をはじめ関係各局が連携して支援を行います。

* まちづくり活動とは、自発的に地域の特性を十分に生かした身近な地域におけるまちづくりの基本構想・事業手法等を調査研究し、住民の意見を反映し、快適性・安全性・利便性のある住みよいまちをめざして、自らの土地、建物等の利用改善を含むまちの整備・改善及び保全等に係るまちづくり構想の策定を目的としているもの。

✚ 支援の内容

① まちづくりアドバイザーの派遣について

まちづくり推進団体の活動状況に応じ、まちづくり制度・まちづくり手法の勉強会や活動の進め方等について助言等を行います。

② まちづくりコンサルタントの派遣について

まちづくり推進団体が地域住民の合意をとりつつ、まちづくり構想の作成に向けた諸活動に対して助言を行います。3年間を限度

③ まちづくり活動助成について

まちづくり推進団体が行う勉強会、広報等のまちづくり活動に要する経費及び「まちづくり構想」の印刷費等の一部を助成



大阪市まちづくり活動支援制度

地域の実情に応じた住みよいまちづくりを市民と市が協力して推進するため、住民等による自発的なまちづくり活動*を支援し、自立し継続した活動が行えることができる団体を育てます。

まちづくり整備手法や制度などの適用がはっきりしていないまちづくりの初期段階で、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてのまちづくり活動を行う団体（まちづくり推進団体）に対して、専門家の派遣や活動費の助成を行います。



*まちづくり活動とは、自発的に地域の特性を十分に活かした身近な地域におけるまちづくりの基本構想・事業手法等を調査研究し、住民の意見を反映し、快適性・安全性・利便性のある住みよいまちをめざして、自らの土地、建物等の利用改善を含むまちの整備・改善及び保全等に係るまちづくり構想の策定を目的としているもの。

1. 大阪市まちづくり活動支援制度の流れ

この制度は、区役所を相談・申請の窓口として、計画調整局をはじめ関係各局が連携して支援を行います。



2. 支援対象とするまちづくりのイメージ

- ① 密集住宅市街地を災害等に強く住み良いまちに整備すること。
- ② 歴史文化遺産等を保全し、近隣地区を含むまちの整備・改善すること。
- ③ 商店街、市場等の単独の場合は対象としないが、その周辺を含めたまちの再整備すること。
- ④ 跡地利用計画、公共事業地区等の整備を契機に、周辺・近隣地区のまちの再整備すること。等です。

3. まちづくり推進団体の認定

まちづくり推進団体の認定には次の条件があります。

- ① 活動地域は、概ね、複数丁目程度の広がり以上の区域であること。
- ② その組織が、まちづくりの対象区域内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者で構成されていること。
- ③ その活動が、住民等の多数の支持を得ていること。
- ④ その活動が、その地域におけるまちの整備・改善及び保全等にかかるまちづくり構想の策定を目的としていること。
- ⑤ その組織の活動が、他のまちづくり制度の適用対象とされていないこと。

募集時期に区役所の区長の「副申」を受け申請する団体を、認定審査会の審査に基づき、まちづくり推進団体として認定します。



4. 支援の内容

①まちづくりアドバイザーの派遣について

まちづくり推進団体の活動状況に応じ、まちづくり制度・まちづくり手法の勉強会や活動の進め方等について助言を行います。2年間を限度、年間12回を限度



②まちづくりコンサルタントの派遣について

まちづくり推進団体が地域住民の合意をとりつつ、まちづくり構想の作成に向けた諸活動に対して助言を行います。3年間を限度



③まちづくり活動費助成について

まちづくり推進団体が行う勉強会、広報等のまちづくり活動に要する経費^{*1}及び「まちづくり構想」の印刷経費等^{*2}の一部を助成します。

^{*1} 5年間を限度
助成対象経費のうち1/2以内、
限度額は年間30万円

^{*2} 1回限り 助成対象経費のうち1/2以内、限度額は20万円



大阪市まちづくりグループ支援 ～まちづくりに取り組みたい そんなグループを応援します～

自分たちの住む地域を住み良いまちにするために活動し「まちづくり推進団体」の認定をめざすまちづくりグループに対して、まちづくり専門家を派遣します。

地域での組織の作り方などを学んでいただきます。

●登録条件

まちづくりグループへの登録には次の条件があります。

- ① 「まちづくり推進団体」として認定をめざす団体であること。
- ② 5名以上（別世帯）の住民等により構成される団体であること。
- ③ その団体又はその団体を含む地域の活動に他のまちづくり制度が適用されていないこと。

●派遣内容

「まちづくり組織の設立」「他団体の活動事例の研究」等の指導・助言を行います。（2年間で5回を限度）

住民主体のまちづくり活動がなぜ必要なのでしょう？

都市が健全な発展を続けていくためには、住民がそこに魅力を感じ、生活し、住み続けたいと思うような環境が必要です。また、そのような環境は、住民がより一層の快適性等を求めて「まち」の抱える課題・問題の解決に向け、積極的に取り組んでこそ創造できるものであり、これが「まちづくり」にほかならないものです。しかし、「まち」には、それぞれに違った歴史や人々の暮らしがあり、その様子もさまざまです。

「まちづくり」では、それぞれの「まち」の特性にあったものづくりやルールづくりが必要です。

「まちづくり」を円滑に進めるためには、住民自身が「まち」の課題・問題を認識して意見を出すとともに、広く「まちづくり」について検討をおこない、住民と行政などが協力しながら、その「まちづくり」を進める必要があります。

まちづくりの動機

まちの宝を残したい

- 古いまちなみや歴史的な遺産を残したい
- まちの自然を残したい
- 水辺を有効に活用したい



周辺環境を良くしたい

- すべてのひとが安全、快適に行動できるまちにしたい
- 路上駐車や放置自転車をなくしたい
- 花や緑が豊かなまちにしたい



まちの環境が変わる

- 工場が移転したので跡地を含め活性化したい
- 道路や鉄道の整備を機会にしてまちのイメージを変えたい
- 大規模施設が立地して人の流れが変わったのでまちを変えたい



防災面などで対策をしたい

- 建物が建て詰まって火事が心配
- 道路が狭く緊急車両などが入れない
- 古い建物が多く、地震などの災害が心配



• まちづくりを検討し始める動機となっているのは、個人だけでは対応できない様々な必要性が生まれた時といえます。

誰がまちをつくるのか？

「まちづくり」は住民や企業などがつくるものと行政がつくるものと住民・企業と行政が協力してつくるものに分けることができます。そこで「まち」に必要なものやルールは住民や行政などが役割分担をし、お互いに協力し合いながらつくっていく必要があります。

STEP 1 組織づくり

まちづくりを相談する【組織づくり】



●まちづくり活動は組織づくりからはじめます。

まちづくりには、住むこと・商売や事業を営むことなど、多方面のことがらについて考慮する必要があり、住民や商店主・地元の企業や土地所有者などがまちづくり組織の構成員として考えられます。

●なぜ組織づくりが必要なのか？

自分たちのまちをいかに【つくり・まもり・そだてる】のかを考え、住み良いまちをつくっていくためには、住民のみなさんと行政などが協力し合って、お互いに納得しながら構想づくりや合意形成をしていくことが重要です。そのため「まち全体」を広く見渡してまちづくりを考える場が必要なのです。

また、この「まちづくり組織」の中で、様々な活動を通じコミュニケーションを図りながら、まちづくりの機運を盛り上げていきます。

まちづくりは、行政や専門家と協力しながら、住民によって進められていきます。ここ

組織づくりの後は何をしますか？

●まちの問題点を出し合う

まちの問題点を出し合うといってもその方法は色々ですが、『まちを歩く』というようなごく簡単なことからまちづくりをはじめることできます。



●専門知識を学ぶ

まちづくりには様々な手法や制度を利用できることがあります。まちづくりを進めるうえで、行政や専門家に任せるだけでなく、住民のみなさんがこういった知識をもってまちづくりを考えていくことも重要です。



STEP 2 構想づくり

まちの構想づくり

●まちの課題や特徴を出し合います。

まず、「まちの課題」や「まちの特徴」をみなさんで出し合います。まちの将来構想を検討するために、まちについて客観的に整理することが重要になってきます。



●「まちの将来構想」を整理します。

まちの課題解決や魅力づくりをしていくために、何が必要なのかを行政や専門家の情報や意見などを参考にしながら『まちの将来構想』をつくっていきます。

●ルールを決めて道を広げよう



- ・防災に配慮し、地域での建物の不燃化をすすめよう
- ・すべてのひとが安全、快適に行動できるまちづくり
- ・地域の特性を活かした景観づくり

まちづくり構想の内容

(大阪府まちづくり支援制度運用要領第7条)

- (1) 趣旨又は目的
- (2) まちづくり構想に係る地域の範囲と現況
- (3) 当該地域の将来イメージ
- (4) 土地利用、基盤施設等のあり方
- (5) まちづくり構想図

は、まちの構想づくりや事業を実施する段階で見られる取り組み事例を紹介します。

●広報活動

まちづくりに向けた様々な活動を「まちづくりニュース」などで、広く住民の方々に知ってもらうことも重要です。中には、住民が手作りで「芝居」を企画・演出して、まちづくりに対する関心を高めた例もあります。



●まちの宝を探す

まちの良いところを残していくこともまちづくりの1つです。そのための活動として、まち歩きのパフレットの作成や地図づくりも行なわれています。

●多くの人が参加できる機会づくり

専門家の意見を聞いたり、講師を呼んで勉強会を開催する講習会や、楽しみながらまちづくりを考える雰囲気をつくるため、「まちかど写真展」といったイベントも催されています。



住民主体のまちづくりの実現に向けて

●まちづくりには長い年月が必要です。

目標を見失わないで、確かな歩みと手ごたえを得ながらまちづくりを進めつづけることが重要です。

また、まちづくりは人に任せきりにすることはできません。私たちにとって住み良いまちというのは、私たち自身が一番良く知っているからです。

このまちづくり活動を継続するためにもSTEP1の組織づくりが重要なのです。

●まちづくり構想の活用

イベントや美化活動などの成功体験を繰り返しながら、みんなで【まちをつくり・まもり・そだてる】取組みを、楽しみながら継続していきましょう。

「まちづくり構想」はそのための「みちしるべ」です。



まちづくりに利用できる様々な制度

まちの課題やまちづくりの方向性等に合わせて、地域のみなさんと行政が協力して、そのまちの実情にあった制度を利用してまちづくりを進めることができます。

まちづくりの制度はどのようなものがありますか？

市街地整備・住環境整備等

- ・市街地再開発事業
- ・土地区画整理事業
- ・都市防災不燃化促進事業
- ・細街路の整備・公園、広場等の整備

規制・誘導

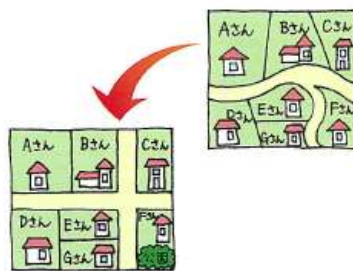
- ・地区計画制度
- ・建築協定
- ・協調建替型住宅設計制度

建築物建替等への支援

- ・大阪市民間老朽住宅建替支援事業
- ・商店街共同施設等整備支援事業
- ・大阪市建造物緑化等助成制度

その他

- ・ゆめまちロードOSAKA 等



・建築協定の具体例・

